

第8章 子ども・若者への支援

第1節 相談・支援機関の活動状況

1. 子ども家庭相談センター（児童相談所）

子ども家庭相談センター（児童相談所）は児童福祉法に基づいて設置される行政機関で、滋賀県では中央子ども家庭相談センターおよび彦根子ども家庭相談センターの2か所が設置されており、児童福祉司や児童心理司、一時保護に主として携わる児童指導員等の専門職員を配置しています。

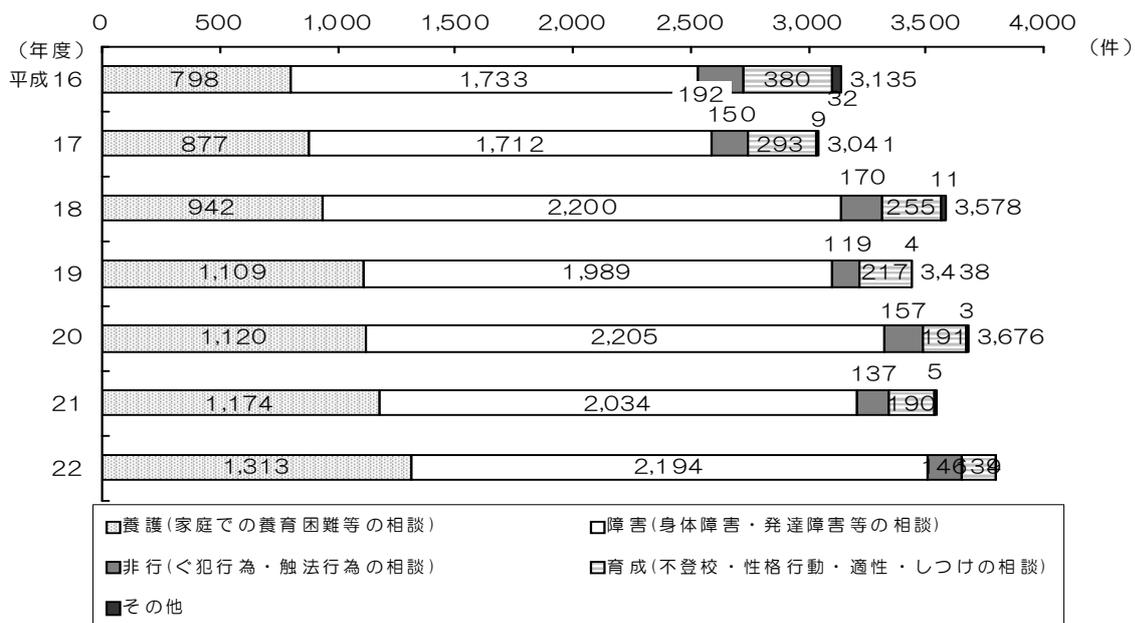
主な業務は、①市町の児童家庭相談への対応について市町相互間の連絡調整、市町に対する情報提供、その他必要な援助を行う機能②子どもの虐待をはじめ専門的な技術支援および指導を必要とする、家庭その他からの相談に応じること、③虐待を受けている子どもに対しての安全確認を行い、必要に応じて保護を行うこと、④子どもおよびその家庭について必要な調査を行い、社会学的、心理学的、医学的、行動学的診断等を基に総合的な判定をし、個々の子どもに対して一時保護や継続的なカウンセリングまたは施設入所、里親委託等を行うことなどです。

子ども家庭相談センターの相談には、児童虐待等により家庭養育が困難など養護に関する相談や子育てに関する相談、非行に関する相談や身体障害・発達障害に関する相談等があります。平成22年度における全相談件数は3,796件で、相談種別では「障害」に関する相談が2,194件で全体の57.8%と最も多く、次いで「養護」に関する相談が1,313件で全体の34.6%となっており、年々増加しています。このうち、児童虐待に関する相談件数が961件と、児童虐待防止法が施行された平成12年度（295件）の約3.3倍、平成2年度の統計開始以降、最も多くなっています。

○子どもを守るほっとライン（中央子ども家庭相談センター内 24時間対応）

TEL・FAX 077-562-8996

第8-1-1図 子ども家庭相談センターの相談種別受付件数の推移



（資料）滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

2. 子ども・子育て応援センター

子ども・子育て応援センターは、平成18年6月に滋賀県子ども条例に基づいて設置され、電話相談（愛称：こころん дайやる）等により、相談員が子どもや親などから「子育て」や「不登校」「非行」などの相談に応じています。

平成22年度における相談件数は2,567件で、前年度(2,539件)に対し1.1%の増となりました。なお、1日あたりの平均相談件数は7.2件となっています。

相談者別にみると、「本人」からの相談が759件あり、また「母親」からの相談は1,446件で、「本人」と「母親」をあわせると相談件数の85.9%を占めます。

相談内容で最も多いのは「性格・行動」に関する相談の1,106件で全体の43.1%を占め、次いで「親自身の問題」に関する相談が480件、全体の18.7%となっています。

〇こころん дайやる（午前9時～午後9時、12/29～1/3除く）

TEL 077-524-2030 FAX 077-528-4855

第8-1-2表 相談状況の年度別推移

単位(件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
電話相談	7,856	5,943	4,162	2,958	2,528	2,559
面接相談	135	27	10	2	6	2
その他(FAX等)	81	31	14	3	5	6
小計	8,072	6,001	4,186	2,963	2,539	2,567
無言・いたすら	1,114	669	736	864	559	637
合計	9,186	6,670	4,922	3,827	3,098	3,204

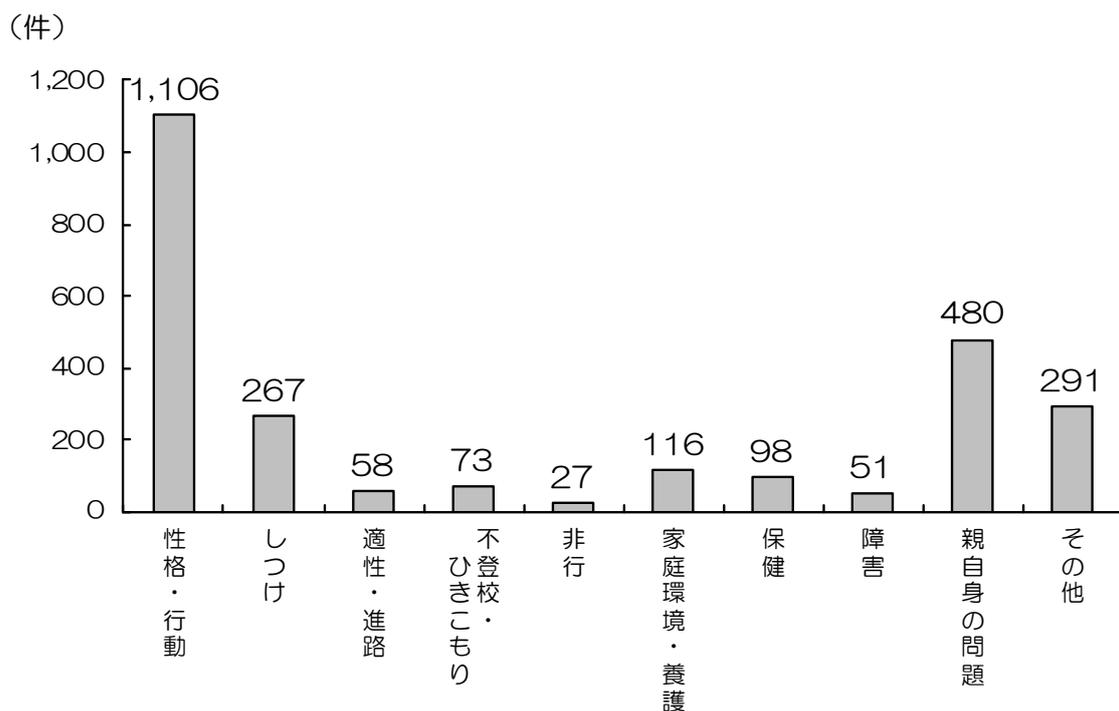
(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

第8-1-3表 相談者の内訳(推移)

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	件数	割合(%)										
本人	4,789	59.3	3,528	58.8	1,805	43.1	1,494	50.4	977	38.5	759	29.6
母親	3,032	37.6	2,239	37.3	2,137	51.1	1,348	45.5	1,203	47.4	1,446	56.3
父親	79	1.0	68	1.1	75	1.8	54	1.8	89	3.5	80	3.1
祖父母・親戚等	65	0.8	42	0.7	45	1.1	23	0.8	46	1.8	57	2.2
その他	86	1.1	107	1.8	84	2.0	31	1.0	43	1.7	54	2.1
不明	21	0.3	17	0.3	40	1.0	13	0.4	181	7.1	171	6.7
計	8,072	100.0	6,001	100.0	4,186	100.0	2,963	100.0	2,539	100.0	2,567	100.0

(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

第8-1-4図 内容別相談件数



(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

3. 市町（児童相談）

平成16年度の児童福祉法の改正により、平成17年4月から、市町も児童虐待など児童家庭相談を行っています。平成22年度における県内市町の児童相談件数は5,565件で、このうち児童虐待相談件数が3,195件と最も多くなっています。相談の経路では、学校等が1,429件、保健センター822件、家族・親戚785件の順に多く、隣人・知人も273件と年々増加しています。

また、平成17年度中に任意設置の児童虐待防止ネットワークが全ての市町に設置され、平成23年3月には、全ての市町で、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会に移行しました。

要保護児童対策地域協議会は、構成機関に守秘義務が課されるため情報共有がより密になること、調整機関が明確になり責任ある実施体制の構築が期待できることなどから、市町には、この協議会の機能強化を図ることが求められています。

第8-1-5表 市町全体の相談件数

	虐待相談	その他養護相談	障害相談	非行相談	育成相談等	計
平成17年度	1,473	677	405	45	825	3,425
平成18年度	1,553	985	487	45	877	3,947
平成19年度	1,928	971	452	33	1,097	4,481
平成20年度	2,307	1,418	435	64	883	5,107
平成21年度	2,747	1,234	460	44	722	5,207
平成22年度	3,195	1,438	247	42	643	5,565

(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

第8-1-6表 相談の経路状況

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
家族・親戚	729	797	710	820	904	785
隣人・知人	109	169	156	199	223	273
児童本人	26	19	35	22	17	8
福祉事務所	273	400	482	474	610	636
児童委員	78	104	130	121	119	133
保健センター	456	554	683	755	687	822
医療機関	37	51	49	62	51	104
児童福祉施設等	357	333	401	484	545	467
警察等	16	18	22	40	37	55
学校等	878	951	1,205	1,374	1,300	1,429
子ども家庭相談センター	210	244	330	397	424	458
その他	256	307	278	359	290	395
計	3,425	3,947	4,481	5,107	5,207	5,565

(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

4. 児童家庭支援センター

子育てや子どもに関する相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、子ども家庭相談センターや児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の子どもや家庭の福祉の向上を図ることを目的とするセンターで、本県では平成14年1月から児童養護施設小鳩の家に設置されています。

〇こばと子ども家庭支援センター

〒520-0027 大津市錦織1-14-25 TEL 077-522-2910

第8-1-7表 こばと子ども家庭支援センター相談状況

単位(件)

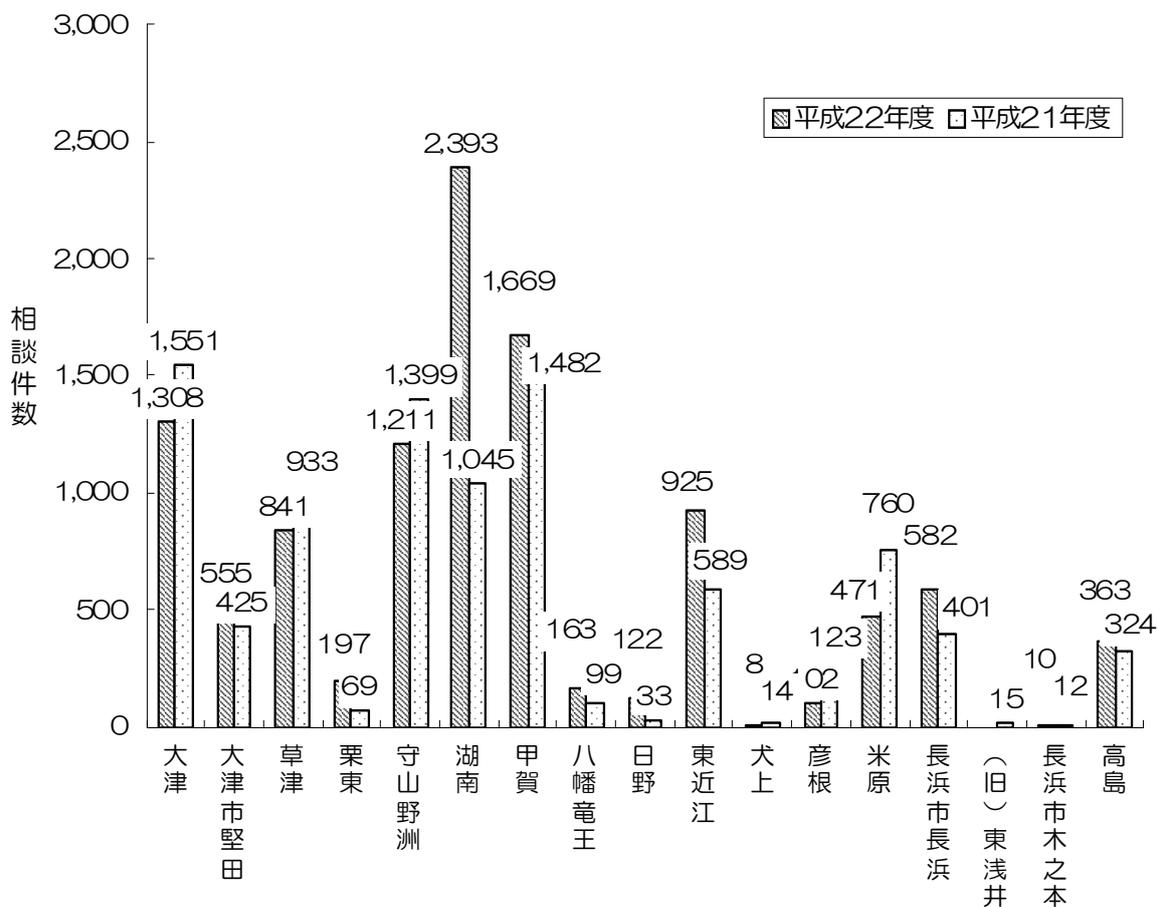
年度	形態	電話相談	来所相談	訪問相談	その他	計
平成16年度		54	562	2	0	618
平成17年度		54	596	2	0	652
平成18年度		41	622	4	0	667
平成19年度		43	507	7	0	557
平成20年度		65	532	12	0	609
平成21年度		52	360	11	0	423
平成22年度		66	534	14	0	614

(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

5. 少年補導センター

少年補導センターは、青少年の非行防止対策を推進していくための地域における拠点として設置され、少年非行防止に関係のある行政機関・団体およびボランティアが協力して街頭補導や少年相談業務等を行っています。平成22年度の県内全少年補導センターの相談件数は延べ10,920件で、前年度に比べて1,646件増加しました。

第8-1-8図 相談受理件数の推移

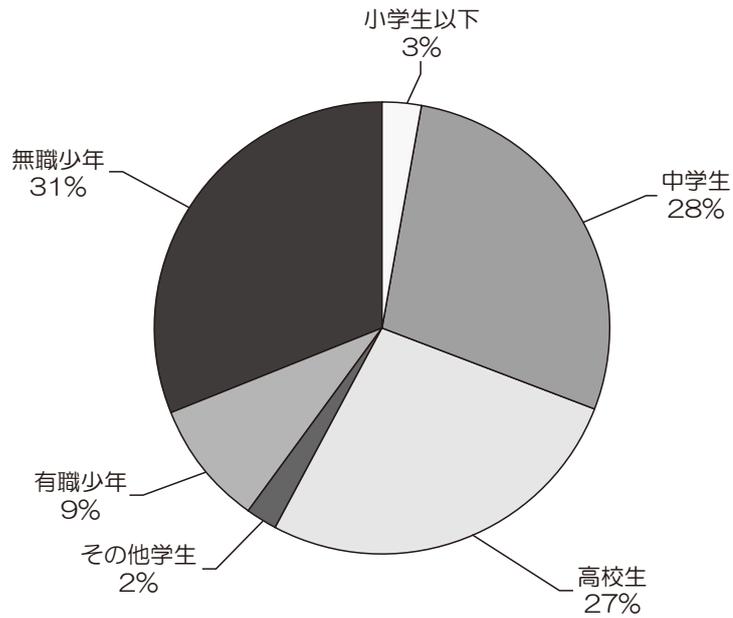


(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

相談対象少年の学職別の割合を見ると、無職少年に関する相談が32%で一番多く、次いで、中学生28%、高校生27%、有職少年9%と続いています。

小学生以下	326人	中学生	3,054人
高校生	2,912人	その他学生	178人
有職少年	1,000人	無職少年	3,456人

第8-1-9図 相談対象の内訳

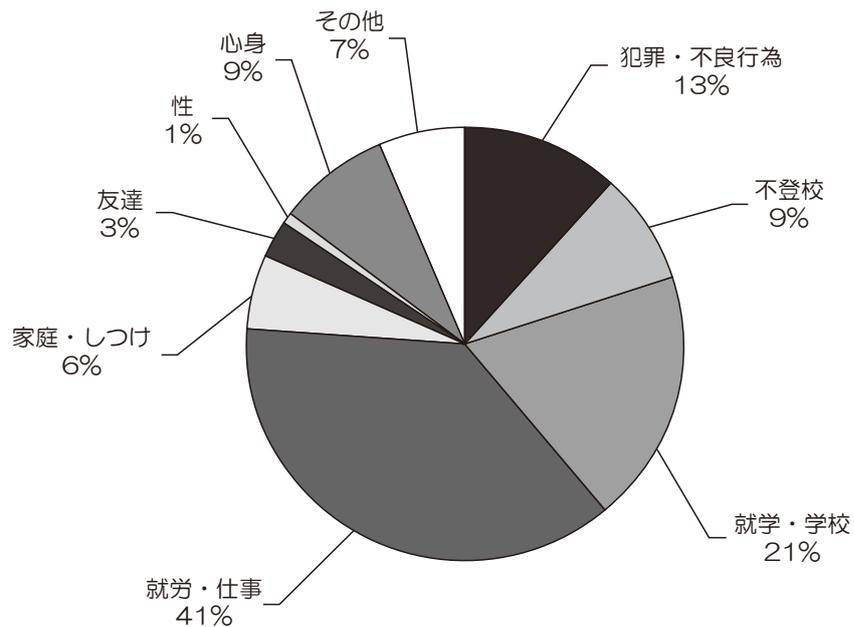


(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

相談内容の内訳は、就労や仕事に関する相談が30%で一番多く、以下、就学や学校に関する相談21%、犯罪・不良行為に関する相談13%などとなっています。

犯罪・不良行為	1,474人	不登校	1,009人	就学・学校	2,287人
就労・仕事	3,270人	家庭・しつけ	692人	友達	293人
性	76人	心身	1,024人	その他	795人

第8-1-10図 内容別相談件数



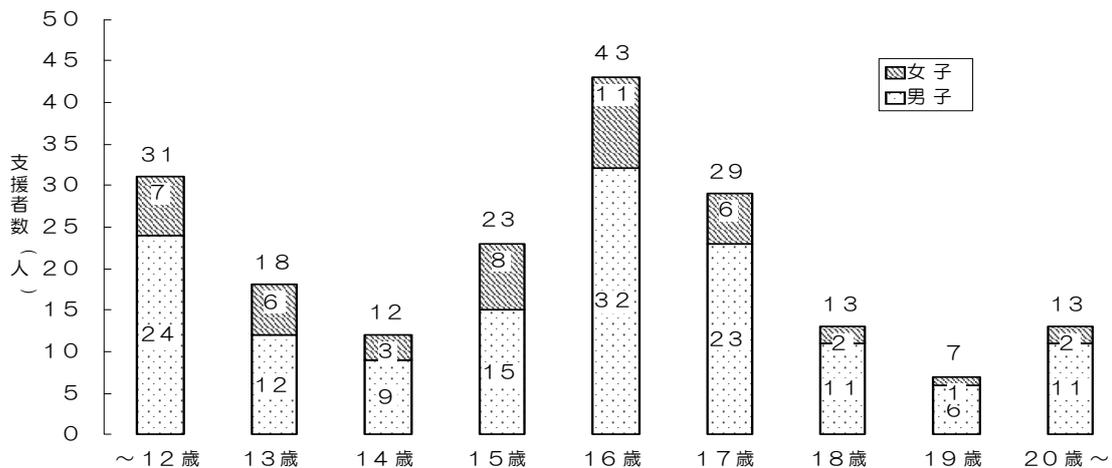
(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

6. 青少年立ち直り支援センター（あすくる）

県内の少年補導センターのうち9センターは、支援コーディネーター、心理臨床担当職員、現職教員を配置して、非行少年等の立ち直りを支援する機能を備えた青少年立ち直り支援センター（あすくる）が置かれています。「あすくる」では、警察、司法、教育、福祉等の関係機関の連携のもと、非行少年等の生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなどに取り組み、立ち直りを支援しています。

平成22年度の新規支援者数を年齢別で見ると、16歳が43人（男子32人、女子11人）で最も多く、以下、17歳が29人（男子23人、女子6人）、15歳が23人（男子15人、女子8人）などとなっています。

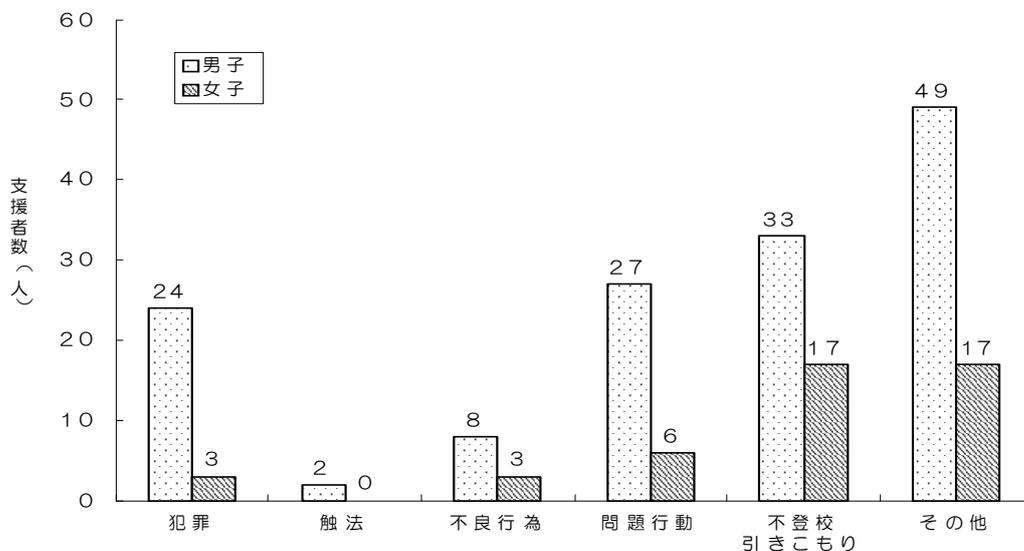
第8-1-11図 年齢別新規支援者数



(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

平成22年度における新規支援者の支援理由を見ると、その他を除くと、全体では不登校、引きこもりが50人で最も多くなっています。

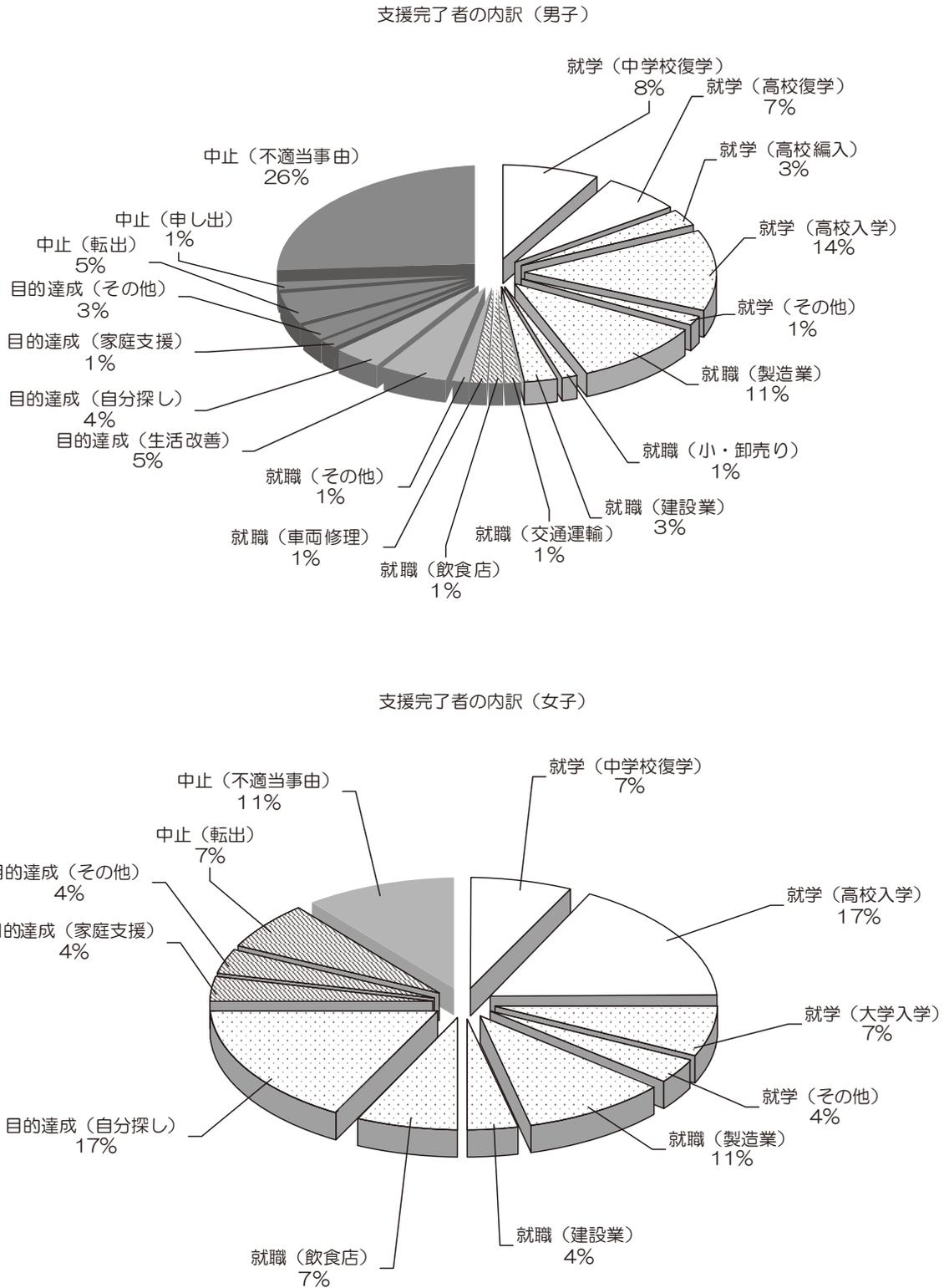
第8-1-12図 新規支援者の支援理由



(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

平成22年度における男女別支援完了者の内訳は以下のとおりです。また、支援完了率は71.3%となっています。

第8-1-13図 男女別支援完了者の内訳



(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

第2節 ひきこもり

1. ひきこもりの定義

「ひきこもり」とは、「様々な要因の結果として、社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）」と平成22年5月「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」で定義されています。

※また、わが国のひきこもり中の子どもや青年の数を推計すると、総世帯数の0.5%にあたる約26万世帯でひきこもりの子どもがいるとされています。

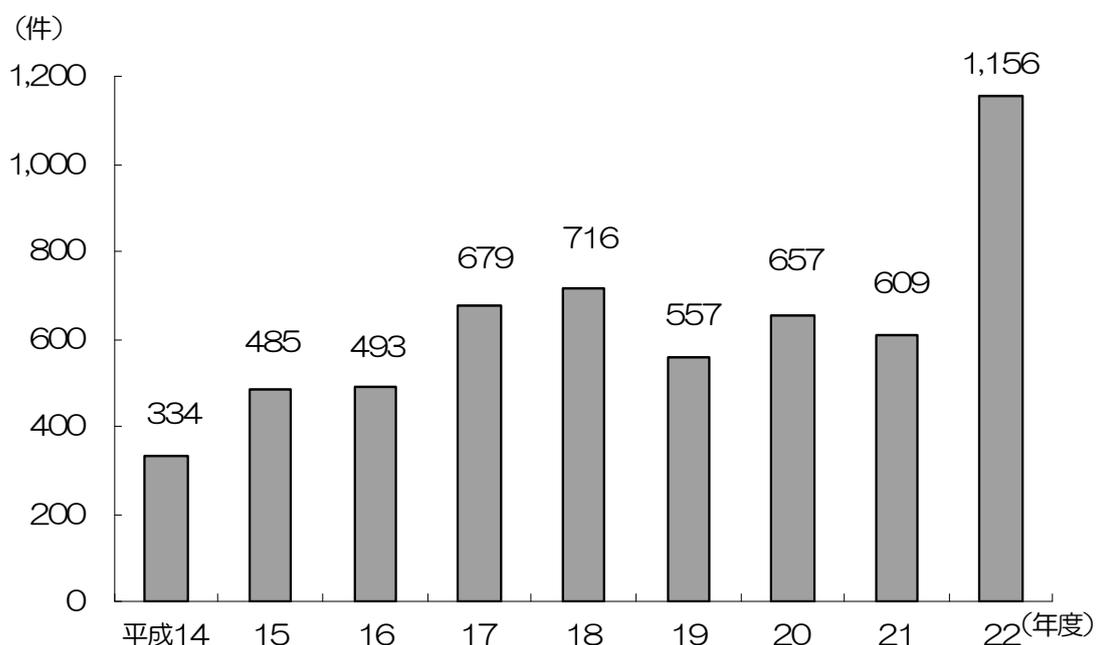
※川上 憲人：「こころの健康についての疫学調査に関する研究」（MMH-J調査）による

2. 精神保健福祉センター、保健所における相談状況

精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数の年次推移を見ると、相談件数の合計は年度によるばらつきはあるものの、平成14年度より増加の傾向にあり、平成22年4月に精神保健福祉センター内にひきこもり支援センターを設置したことから、相談件数が大きく伸びています。

また、平成18年度より県内保健所において、従来の保健師によるひきこもり相談に加え、専門医や心理職によるひきこもり専門相談窓口を開設しています。

第8-2-1図 精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数の年次推移



(資料) 滋賀県健康福祉部障害者自立支援課

第8-2-2表 保健所におけるひきこもり相談件数の年次推移

		平成16年度	17	18	19	20	21	22
精神保健福祉センター	電話	335	202	111	79	73	196	491
	面接	158	477	605	478	584	413	665
	計	493	679	716	557	657	609	1,156
全保健所	保健師	面接	H18年度より各保健所においてひきこもり相談窓口を設置	220	166	169	354	275
		訪問		59	60	109	97	59
	専門医相談	27		57	66	47	43	
	心理相談	48		80	41	143	100	

(資料) 滋賀県健康福祉部障害者自立支援課

